

令和5年（行ウ）第95号、同第332号

神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件

原告 カップ・ロッシェル 外

被告 東京都（処分行政庁 東京都知事）

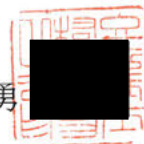
準備書面（6）

令和8年2月12日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

橋 本 勇



被告指定代理人

加 登 屋 毅



同

鳳 城 和 明



同

橋 詰 雄 太



同

倉 員 拓 巳



（本件連絡担当）

被告は、本書面において、原告らの令和7年12月4日付けの訴えの変更申立書（以下「訴えの変更申立書」という。）記載の訴えの追加的変更（以下単に「訴えの追加的変更」という。）に係る請求の趣旨及び原因に対し答弁するとともに、同日付けの原告長谷川ら準備書面(3)（以下「長谷川ら準備書面(3)」という。）及び同日付けの原告長谷川ら準備書面(4)（以下「長谷川ら準備書面(4)」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほかは、被告の従前の例による。

## 第1 訴えの追加的変更に係る請求の趣旨に対する答弁

（本案前の答弁）

- 1 本件訴えを却下する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする  
との判決を求める。

（本案の答弁）

- 1 原告らの請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする  
との判決を求める。

## 第2 訴えの追加的変更に係る本案前の答弁の理由

訴えの追加的変更に係る請求の趣旨は、令和7年9月26日、都知事が、都市再開発法7条の16第1項に基づき本件再開発事業に係る規約及び事業計画の変更に関する認可（以下「本件変更認可」という。）をしたことに対し、本件変更認可は、本件処分と共通する違法事由を有し、また、本件変更認可自体に固有の違法があるとして、その取消しを求めるものである。

しかしながら、原告らは、本件再開発事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者でも、同施行地区内において土地の形質の変更又は建築物のその他の工作物の新築、改築若しくは増築等を行おうとする者でも

なく、また、本件処分の根拠法令である都市再開発法及びその関係法令の趣旨及び目的等の観点からみても、本件処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者に該当するともいえないから、本件処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者ではない（答弁書第2〔4～6頁〕、被告準備書面(1)第1〔2～5頁〕）。

この理は、本件変更認可の取消しの訴えについても同様に当てはまるから、原告らは、本件変更認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者ということはできず、原告適格を有しない。

よって、本件変更認可の取消しを求める訴えは不適法であるから、却下されるべきである。

### 第3 訴えの追加的変更に係る請求の原因に対する答弁

#### 1 本件処分の違法性について

原告らは、本件処分に関して原告らが主張立証した違法事由はいずれも本件変更認可にも共通するとして、本件変更認可の違法性を主張するが（訴え変更申立書第2の2〔3頁〕）、被告がこれまで述べてきたとおり、本件処分は適法に行われたものであるから、原告の上記主張は理由がない。

#### 2 本件変更認可に固有の違法事由について

(1) 原告らは、要旨、新野球場棟の計画変更が将来予定されているにもかかわらず、本件変更認可に係る事業計画において新野球場棟の計画変更が記載されていないことから、このような申請に対し本件変更認可を行うことは違法である旨主張する（訴え変更申立書第2の3〔3～5頁〕）。

(2) しかしながら、個人施行者が当初の施行認可を受けた後、当該施行認可に係る事業計画を変更しようとする場合において、仮に、個人施行者が、当該変更しようとする事業計画の具体的な内容のほかに、将来、当該事業計画についての更なる変更の予定を有していたとしても、当該変更しようとする事業計画の内容として、将来予定されている事業計画の変更内容までも定めなければならない旨の規定は、都市再開発法上、置かれていない。

都市再開発法は、事業計画の変更についてその回数を制限していないのであるから、個人施行者は、当該将来予定されている事業計画の変更内容が、その後、具体化された段階で、改めてその内容を変更しようとする事業計画の内容として定め、当該事業計画の変更認可申請を行い、その変更認可を受けることができるのであり、いまだ具体化されていない段階で、将来の事業計画の変更内容を変更しようとする事業計画の内容として定めなければならない理由を見出すことはできない。

以上のことから、本件施行者が、本件変更認可に係る事業計画において新野球場棟の計画変更を記載することなく変更認可申請が行われ、本件変更認可がされたことが、何ら都市再開発法7条の16第1項に違反するものでないことは明らかである。

#### 第4 長谷川ら準備書面(3)に対する反論について

##### 1 原告らの主張

「明治神宮外苑地区」は、東京都震災対策条例47条1項に基づく避難場所として指定されているところ(甲44)、原告らは、要旨、「個人施行」の市街地再開発事業によって、「避難場所」である都市計画公園が削除される場合には、少なくとも自治体から「避難場所」として指定されている地域に居住する者については、原告適格が認められるべきである」として、原告らのうち「明治神宮外苑地区」を避難場所に割り当てられている者について、避難する利益との関係で原告適格が認められるべきである旨主張する(長谷川ら準備書面(3)第2の(2)〔17～20頁〕)。

##### 2 被告の反論

(1) 原告らは、「個人施行」の市街地再開発事業によって、「避難場所」である都市計画公園が削除される場合には」とあるように、本件再開発事業の施行により都市計画明治公園の一部が東京都都市計画公園の区域から削除されることによって、原告らのうち「明治神宮外苑地区」を避難場所に割り当てられている者は、災害時の避難場所を失うことになるかのごとく主張する。

しかしながら、都市計画公園であることが避難場所として指定される要件ではないから、都市計画明治公園の一部が都市計画公園の区域から削除されたとしても、それをもって直ちに「明治神宮外苑地区」に係る避難場所の指定が解除されるものではない。

- (2) この点を措くとしても、避難場所である「明治神宮外苑地区」の範囲は本件再開発事業の施行地区を超えて広範にわたっており、区域面積は70万961平方メートルと広大であるのに対し（甲44）、本件再開発事業の施行地区の面積は約17万5000平方メートルであり、上記避難場所の区域面積の約4分の1を占めるにすぎない。このため、原告らのうち「明治神宮外苑地区」を避難場所に割り当てられている者は、「明治神宮外苑地区」区域内の本件再開発事業の施行地区以外の場所へ避難することが可能である。

また、本件再開発事業の施行地区それ自体をみても、同事業に係る建築物（本件施設建築物）の工事は、ラグビー場棟の建設の後に明治神宮球場を建設するというように段階的に実施されるものであるから、事業施行期間の全期間にわたって、同地区全体が避難場所として利用できなくなるわけでもない。

- (3) したがって、原告らのうち「明治神宮外苑地区」を避難場所に割り当てられている者について、避難する利益との関係で原告適格が認められるべきとする原告の上記主張は理由がない。

- (4) なお、原告らは、原告らのうち「明治神宮外苑地区」を避難場所に割り当てられている者について、訴えの変更申立書別紙「当事者目録」記載の「令和5年（行ウ）第95号の原告」のうち原告番号6ないし31の各原告並びに「令和5年（行ウ）第322号の原告」のうち原告番号2ないし13、34、35、36、38及び53の各原告が該当する旨主張する。

しかしながら、渋谷区神宮前三丁目の居住者のうち、「明治神宮外苑地区」を避難場所に割り当てられているのは同丁目38番地ないし42番地に居住する者であるため（乙84・渋谷区町丁目別避難場所等一覧表（第9回））、上記「令和5年（行ウ）第322号の原告」のうち原告番号35の原告は、

「明治神宮外苑地区」を避難場所に割り当てられている者には該当しない。

また、上記「令和5年（行ウ）第322号の原告」の中に、原告番号53の原告は存在しない。

## 第5 長谷川ら準備書面(4)に対する反論について

原告らは、長谷川ら準備書面(4)において、環境影響評価書における騒音の影響評価について重大な欠落、過誤があることから、環境影響評価手続の瑕疵を理由に、本件処分が違法である旨主張する（第1の8〔10～12頁〕）。

しかしながら、これまで被告が述べてきたとおり（答弁書第5の2(3)〔33～35頁〕、被告準備書面(1)第2の4〔10～13頁〕）、環境影響評価制度とは、対象事業が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価し、対象事業の実施による影響をできるだけ少なくする仕組みであって、騒音についても、東京都環境影響評価条例10条1項に基づき、環境影響評価が科学的かつ適正に行われるために必要な技術的事項について定めた東京都環境影響評価技術指針に沿って、調査、予測及び評価が行われている。

そして、騒音に係る項目を含む本件環境影響評価書案は、これらに従って作成され、東京都環境影響評価審議会で審議がなされた結果、同審議会において「本事業の評価書案における調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものである」と認められたものであり（乙49の2・2枚目）、その手続上、何らの瑕疵も認められないものである。

よって、原告の上記主張は理由がない。

以上